

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業
(○○中国帰国者支援・交流センタ一分) 委託要綱

(通則)

第1条 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(○○中国帰国者支援・交流センタ一分)(以下「委託事業」という。)の委託については、この要綱の定めるところによる。

(委託事業の目的)

第2条 委託事業は、中国残留邦人等永住帰国者に対し職業相談・就職指導等を実施し、地域社会への定着及び自立を促進することを目的とする。

(委託先に対する委託の申入れ)

第3条 厚生労働省職業安定局長(以下「委託者」という。)は、前条に規定する委託事業の目的を確実に達成することができ、委託先として適當と認める者に対し、本要綱を添えて、様式第1号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(○○中国帰国者支援・交流センタ一分)受託依頼書」(以下「依頼書」という。)により、委託の申入れを行うものとする。

(受託書等の提出)

第4条 前条の申入れを受けた者は、当該申入れを承諾するときは、依頼書を受理した日から14日以内に、様式第2号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(○○中国帰国者支援・交流センタ一分)受託書」(以下「受託書」という。)に様式第3号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(○○中国帰国者支援・交流センタ一分)実施計画書」(以下「実施計画書」という。)を添付して、委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する契約書第7条第2項前段及び第8条第1項の書類を併せて提出するものとする。

(実施計画書等の審査及び契約の締結)

第5条 委託者は、前条の規定により受託書を提出した者（以下「受託者」という。）が受託書と併せて提出した実施計画書について審査し、委託事業の目的等に照らし適当と認めるときは、支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局長は、様式第4号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託契約書」（以下「契約書」という。）により受託者と契約を締結するとともに、受託者が再委託を希望する場合は契約書第7条第2項前段の承認を必要とするものとする。

(表明確認)

第6条 受託者は、契約書第32条及び第33条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 受託者は、契約書第32条及び第33条の各号の一に該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託先（再委託以降のすべての委託先を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託先が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約しなければならない。

(契約書)

第7条 委託事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

(様式第1号)

職発第 号
令和 年 月 日

殿

厚生労働省職業安定局長 印

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）受託依頼書

標記について、下記委託事業を受託されたく依頼申し上げます。

なお、受託について承諾いただいた場合は、別添の中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託要綱を参照のうえ、同要綱様式第2号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）受託書」及び様式第3号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）実施計画書」を提出いただくようお願ひいたします。

記

1 委託事業名 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）

2 委託事業の内容 「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託要綱」に基づく事業の実施

3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）受託書

令和 年 月 日付職発第 号により委託の申入れのあった「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）」の実施を受託いたします。

なお、受託事業の実施内容は、別添様式第3号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）実施計画書」のとおりです。

(様式第3号)

番 号
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）実施計画書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）については、別紙1の中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）実施計画により実施することとし、当該計画実施に係る所要経費の内訳は別紙2のとおりです。また、当該計画実施にあたり誤送付等の防止対策として、別紙3の中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）送付手順書及びアップロード手順書のとおり実施します。

別紙1

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業

(〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分) 実施計画

受託者名

委託事業の事項	委託事業の内容
(x) 誤送付等の防止対策	(x) 送付手順書及びアップロード手順書の作成及び作業者への徹底
事業期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
委託費の額	円

別紙2

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業
(〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分) 費積算内訳

受託者名

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

別紙3

番号
令和 年月日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援
・交流センターフ）送付手順書及びアップロード手順書

個人情報等（政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準において定義付けされている機密性2情報及び機密性3情報）の適切な取扱い及び漏えい防止を徹底するため下記のとおり実施します。また、情報セキュリティインシデントが発生した際は速やかに報告致します。

記

(1)

(様式第4号)

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業
(〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分) 委託契約書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分)委託要綱(以下「委託要綱」という。)に基づく令和8年度における事業(以下「委託事業」という。)の委託について、支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局長 村山誠(以下「甲」という。)と受託者名(役職)(氏名)(以下「乙」という。)とは、次のとおり契約を締結する。

(委託事業)

第1条 厚生労働省職業安定局長(以下「委託者」という。)は、委託事業の実施を乙に委託する。

(委託事業の実施)

第2条 乙は、中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分)仕様書(以下「仕様書」という。)、委託要綱及び別紙1「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分)実施計画」(以下「実施計画」という。)に基づき委託事業を実施しなければならない。

(委託期間)

第3条 委託事業の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(委託費の支払)

第4条 委託事業の契約金額は金〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇,〇〇〇円)とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。

3 乙は、委託事業に要する経費(以下「委託費」という。)を別紙2「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分)委託費交付内訳」に記載された委託対象経費区分(以下「経費区分」という。)にしたがって使用しなければならない。

4 委託事業終了後、甲は乙に対し、委託費として、契約金額を支払うこととするが、契約期間中に当初予定していなかった事情が生じるなど、委託事業の内容に変更等が生じた場合においては、委託費を精算した上で支払うものとする。なお、乙が概算での支払を希望する場合は、甲は、乙の資力、委託事業及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めたときは、これを財務大臣に協議し、その承認があった場合に限り、国の支払計画の額の範囲内において概算払をすることができる。

- 5 乙は、委託費の支払を受けようとするとき又は前項の概算払を請求するときは、官署支出官厚生労働省大臣官房会計課長（以下「官署支出官」という。）に対して、委託要綱様式第5号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託費支払請求書」を提出するものとする。なお、概算払による場合に限り、委託要綱様式第5号別紙を添付して提出するものとする。
- 6 官署支出官は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に、委託費を乙に支払うものとする。
- 7 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前項に定める約定期間内に支払を行わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（以下「告示」という。）に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託事業等の変更等）

- 第6条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託要綱様式第6号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）変更通知書」により、その旨を乙に通知するものとする。
 - （1）委託事業の内容を変更するとき
 - （2）国の予算額に変更があったとき
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、委託要綱様式第7号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）変更承認申請書」を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - （1）実施計画に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）
 - （2）委託費の経費区分の配分を変更する場合（人件費及び消費税を除く委託費の経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）
- 3 委託者が、前2項の場合において、委託契約を変更する必要があると認めるときは、甲は、委託要綱様式第8号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）変更委託契約書」により、乙と変更委託契約を締結するものとする。
- 4 乙は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、委託要綱様式第9号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）中止（廃止）承認申請書」を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 乙は、委託事業が予定の委託期間内に完了しないと見込まれるとき又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(再委託の承認)

第7条 乙が契約を履行する場合において、委託契約の全部を一括して第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に再委託してはならない。

2 乙は、委託事業を再委託するときは、あらかじめ、委託要綱様式第10号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）再委託承認申請書」を委託者経由で甲に提出し、その承認を受けなければならない。また、承認を受けた内容を変更する場合には、委託要綱様式第11号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）再委託内容変更承認申請書」により同様の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を要しない。

- (1) 当該再委託に係る契約金額が50万円未満の場合
- (2) その他、甲が不要と判断する場合

3 乙は、委託事業を第三者に再委託したときは、再委託した業務を実施する当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、すべての責任を負わなければならない。

4 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、本契約に基づき乙が負う義務と同等の義務を再委託先に負わせるものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

(委託契約の履行体制に関する書類の提出)

第8条 乙は、再委託を行う場合には、当該再委託先の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した委託要綱様式第12号「履行体制図届出書」を委託者経由で甲に提出しなければならない。また、再委託先からさらに第三者に委託が行われる場合も同様とする。

2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに委託要綱様式第13号「履行体制図変更届出書」を委託者経由で甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、提出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合
- (3) 契約金額の変更のみの場合

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(他用途使用等の禁止)

第9条 乙は、委託費をこの委託事業の目的に沿った事業経費以外に使用してはならない。また、委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出をしてはならない。

(財産の帰属)

第 10 条 委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、委託者に帰属するものとする。

(財産の管理及び処分)

第 11 条 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合は、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応するものとする。

- 2 乙は、委託事業の実施に伴って取得した財産及び賃貸借契約で調達した機器等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。この場合、財産及び機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。
- 3 乙は、委託事業完了等により財産の処分が発生する場合には、委託要綱様式第 14 号「財産処分承認申請書」を委託者経由で甲に提出し、その承認を受けなければならぬ。なお、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売払い等により収入があったときは、国に納付しなければならない。
- 4 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、委託事業が終了（第 6 条第 4 項の規定による委託事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下「終了等」という。）したときは、これを甲に返還しなければならない。

(金券及び消耗品の取扱い)

第 12 条 郵券、回数券、プリペイドカード等金券及び消耗品を委託費により購入した場合には、委託事業の終了等までの間に費消しなければならない。

(支払状況の確認)

第 13 条 乙は、賃金等の支払については、履歴書等の採用関係書類、出勤簿等の勤務状況確認書類に基づき、勤務実績に応じて適正に支給を行わなければならない。特に、委託事業に携わる者が、委託事業以外の事業を行う場合は、それぞれの事業での個人別等の業務分担表を作成し、業務分担を明確化しなければならない。

- 2 乙は、旅費等の支払については、出勤簿、活動日誌、復命書及び帳簿等に基づき、実績に応じて適正に支給を行わなければならない。なお、旅費等の支給が概算払で行われている場合は、出張後に旅費の精算を適正に行うものとする。特に、中止された出張等について旅費の回収を適正に行うものとする。また、航空賃を支給する旅費については、領収書及び搭乗券の半券の提出により搭乗日だけでなく、パック割引、早期割引などの適用の有無についても確認し、適正な支給を行わなければならない。
- 3 乙は、物品の購入・役務の提供等の契約について、契約のとおり納品・履行されたことを確認して支払を行わなければならない。このとき、必要に応じ帳簿等と照らし合わせて確認するものとする。

(関係書類の整備・保存等)

第 14 条 乙は、委託費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、これに係る国の会計及び物品に関する規定に準じて、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

2 乙は、前項の書類等は、委託事業が終了等した日の属する年度の終了後 5 年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(実施状況の報告)

第 15 条 委託者は、委託事業の実施状況を把握するため必要があると認めたときは、乙に対し、委託要綱様式第 15 号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（○○中国帰国者支援・交流センタ一分）実施状況報告書」の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により委託者から中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（○○中国帰国者支援・交流センタ一分）実施状況報告書の提出を求められた場合は、その要求があった日から 20 日以内に提出しなければならない。

3 委託者は、中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（○○中国帰国者支援・交流センタ一分）実施状況報告書の内容から必要があると認める場合は、当該業務の実施について指示をすることができる。

(実施に関する監査等)

第 16 条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、報告をさせ又は質問するなどの監査を行うことができる。この場合において、乙は、当該監査に応じなければならない。

2 委託者は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類及び資料について前項と同様の措置を講ずることができる。この場合において、乙は、再委託先をして当該措置に応じさせなければならない。

(業務完了報告書の提出)

第 17 条 乙は、業務終了後、直ちに委託要綱様式第 16 号「業務完了報告書」を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

(検査の実施)

第 18 条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後 10 日以内又は国の会計年度の末日のいずれか早い日までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立ち会わなければならぬ。

2 乙は、審査の結果、不合格であったときは、検査職員の指定する期間内に未履行部分の業務を完了しなければならない。この場合に要する費用は乙が負担しなければならぬ。

い。

3 前項の規定は、不合格後の再審査の際にも適用するものとする。

(実施結果報告書の提出)

第 19 条 乙は、委託事業が終了等したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 9 日のいずれか早い日までに委託要綱様式第 17 号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）実施結果報告書」を委託者に提出しなければならない。

(委託費の精算等)

第 20 条 乙は、契約期間中に当初予定していなかった事情が生じるなど、委託事業の内容に変更等が生じた場合においては、委託事業が終了等した日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 9 日のいずれか早い日までに委託要綱様式第 18 号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）精算報告書」を、委託者を経由して甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲に提出する前に、帳簿等における出入金の状況及び内容が、中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）精算報告書の支出額・残額と齟齬がないか確認しなければならない。

- 2 甲は、前項に定める中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは委託費の額を確定し、委託要綱様式第 19 号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）委託費確定通知書」により委託者を経由して乙に通知するものとする。ただし、第 4 条第 4 項ただし書の規定による概算払により、乙に支払った委託費に残額が生じたとき又は乙に支払った委託費により発生した収入があるときは、甲は、期間を定めて、委託要綱様式第 20 号「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）委託費確定通知及び返還命令書」により、委託者を経由して乙に通知するとともに返還を命ずるものとする。
- 3 委託費の額の確定は、第 4 条第 1 項に規定する契約金額と委託事業に要した額を経費区分毎に比較し、いずれか低い額をもって行う。
- 4 乙は、第 2 項前段に規定する委託要綱様式第 19 号により通知を受けたときは、直ちに官署支出官に対して、委託要綱様式第 5 号を提出するものとする。

(延滞金及び加算金)

第 21 条 乙は、前条第 2 項ただし書に規定する委託費の残額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額に対し、告示に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を加算して返納しなければならない。

- 2 乙は、前条第 2 項ただし書に規定する収入を甲の指定する期日までに支払わないときは、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額に対し年 3.

0%の割合で計算して得られた額を延滞金として支払わなければならない。

- 3 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部を返還し、さらに委託費を受領した日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、年 20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないものとする。
- 4 甲は、前項の「過失」による場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、不適切な金額の全部又は一部の返還を免除することができる。
- 5 乙は、第 3 項に規定する委託費の返還について、甲の指定する期日までに支払わないときは、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額に対し年 3.0%の割合で計算して得られた額を延滞金として支払わなければならない。延滞金、元本（返還する委託費）及び第 3 項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

(損害賠償)

- 第 22 条 乙は、本契約に違反し、又は乙の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。
- 2 甲は、第 27 条第 1 項第 7 号の規定により契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求をしないものとする。
 - 3 乙は、本契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。
 - 4 乙は、第 1 項に規定する損害賠償金について、甲の指定する期日までに支払わないときは、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額に対し年 3.0%の割合で計算して得られた額を延滞金として支払わなければならない。

(公表等の制限)

- 第 23 条 乙は、委託者の承認を受けた場合のほかは、委託事業の実施結果を公表してはならない。

(守秘義務等)

- 第 24 条 乙は、委託事業遂行上知り得た秘密を第三者に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第 25 条 乙は、本契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに委託要綱様式第 21 号「個人情報保護管理及び実施体制報告書」を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。
- 3 乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、本契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、本契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙が本契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について委託要綱様式第 22 号「個人情報漏えい等事案発生報告書」により、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、個人情報の管理の状況について、委託要綱様式第 23 号「個人情報管理条例状況報告書」により、年 1 回以上委託者に報告しなければならない。
- 8 委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理条例状況について検査を行うことができる。
- 9 本条の規定は、乙が委託事業の一部を第三者に再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 26 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

(契約の解除等)

第 27 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。また、本契約の再委託先が次の各号のいずれかに該当する場合も、同様とする。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、競争参加資格に定めた事項に違反したことにより行政処分を受け又は送検されたとき
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した書類等に虚偽があったことが判明したとき
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき

- (4) 第 16 条に規定する監査において、関係書類及び資料を提出せず若しくは虚偽の資料を提出し、報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は質問に対して回答せず若しくは虚偽の回答をするなどして監査を拒んだとき（再委託先にこれらの行為をさせ委託先をして監査を拒ませたときを含む。）。
 - (5) 第 20 条第 1 項の規定に基づき提出する中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）精算報告書その他委託事業に関し乙が行う甲への報告（第 16 条の報告を除く。）において、報告をせず又は虚偽の報告をしたとき
 - (6) 本契約に違反したとき
 - (7) この委託事業を適正に遂行することが困難であると委託者が認めるとき
- 2 甲は、前項の規定により、契約を全部解除したときは、第 20 条の規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、前項各号に規定する事由について故意または重大な過失がないことを、乙が客観的かつ合理的な証拠により立証した場合を除き、甲は委託費の一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができる。さらに、契約が解除された場合において、乙は、甲との協議に基づき委託事業の残務を処理するものとする。

（契約の解除に係る違約金）

第 28 条 前条第 1 項第 1 号から第 6 号のいずれかに該当するときは、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（談合等の不正行為に係る契約解除）

第 29 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。以下次条において同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第

- 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 30 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10% に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2 の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する延滞金)

第 31 条 乙は、第 28 条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、年 3.0 % の割合で計算した額の延滞金を甲の指示に基づき支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第 32 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下

同じ。) であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 33 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請負契約等に関する契約解除)

第 34 条 乙は、契約後に下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託先（再委託以降のすべての委託先を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託先が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）が第 32 条及び前条の各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第35条 甲は、第32条、第33条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第32条、第33条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、前項に規定する損害賠償金について、甲の指定する期日までに支払わないときは、その期日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払金額に対し年3.

0%の割合で計算して得られた額を延滞金として支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第 36 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行わなければならない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第 37 条 甲は、第 18 条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から 1 年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第 2 号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第 1 号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第 1 項の通知期間を経過した後においてもなお前 2 項を適用するものとする。

(疑義の決定)

第 38 条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(紛争等の解決方法)

第 39 条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し生じた紛争については、その都度、甲と乙が協議のうえ、解決するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関 1-2-2
支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局長 村山 誠 印

乙 住 所
受託者名（役職） （氏名） 印

別紙 1

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業
(〇〇中国帰国者支援・交流センター分) 実施計画

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
委託費の額	円

別紙2

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業
(〇〇中国帰国者支援・交流センター分) 委託費交付内訳

委託対象経費区分	委託費の額
1 人 件 費	円
2 管 理 費	円
3 事 業 費	円
4 消 費 税	円
合 計	円

(様式第5号)

番 号
令和 年 月 日

官署支出官

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

住所

受託者名

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託費支払請求書

令和 年 月 日付け契約を締結した中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）の実施に係る経費として下記金額を交付されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先

振込先金融機関・店舗名

預 金 種 別

口 座 番 号

（カナ名義）

口 座 名 義

名 義 人 住 所

別紙

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業
(〇〇中国帰国者支援・交流センター分) 委託費 請求金額 (第 四半期)

(単位 : 円)

委託契約額	支 払 済 額	今回請求金額	残 額	備 考
円	円	円	円	

(様式第6号)

職発第 号
令和 年 月 日

(受託者) 殿

厚生労働省職業安定局長 印

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国
帰国者支援・交流センタ一分）変更通知書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流
センタ一分）に下記の変更の必要が生じたので別紙のとおり通知します。

記

1 変更事項

2 変更理由

(様式第7号)

番号
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）変更承認申請書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）を下記により別紙1及び別紙2のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更事項

2 変更理由

3 当初契約額

4 変更後契約額

別紙1

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業
(〇〇中国帰国者支援・交流センター分) 実施計画(変更後)

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
委託費の額	円

別紙2

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業
(○○中国帰国者支援・交流センタ一分) 費積算内訳(変更後)

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合計		

(様式第8号)

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業
(〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分) 変更委託契約書

令和年 月 日付けで、支出負担行為担当官厚生労働省職業安定局長 村山誠（以下「甲」という。）と受託者名（役職）（氏名）（以下「乙」という。）との間で締結した「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託契約書」について、当該契約書第6条第3項に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

- 1 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託契約書（以下「契約書」という。）第4条第1項中「金〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇，〇〇〇円）」を「金〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇，〇〇〇円）」に変更する。
- 2 契約書別紙1「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）実施計画」を別紙1のとおり変更する。
- 3 契約書別紙2「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託費交付内訳」を別紙2のとおり変更する。

本契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙そ
れぞれ1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 東京都千代田区霞が関1-2-2
支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局長 村山 誠 印

乙 住 所
受託者名（役職） （氏名） 印

(変更委託契約書別紙1)

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業
(〇〇中国帰国者支援・交流センター分) 実施計画

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
委託費の額	円

(変更委託契約書別紙2)

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）委託費交付内訳

(単位：円)

委託対象経費区分	当初契約額	変更契約額	増 △ 減
1 人 件 費			
2 管 理 費			
3 事 業 費			
4 消 費 税			
合 計			

(様式第9号)

番 号
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）中止（廃止）承認申請書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）を下記により中止（廃止）したいので申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）理由

3 中止期間（廃止年月日）

(様式第 10 号)

番号
令和 年月日

支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）再委託承認申請書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいで申請します。

記

1 再委託の相手方

住所
氏名

2 再委託を行う業務の範囲

3 再委託の必要性

4 委託する相手方が委託される業務を履行する能力

5 再委託を行う金額

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 11 号)

番号
令和 年月日

支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）再委託内容変更承認申請書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）の実施にあたり、その一部を再委託することとし、令和 年 月 日付けで承認を受けた内容を下記のとおり変更することとしたいので申請します。

記

	記 (変更前)	記 (変更後)
1 再委託の相手方		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 再委託の必要性		
4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力		
5 再委託を行う金額		

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 12 号)

番号
令和 年月日

支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

履行体制図届出書

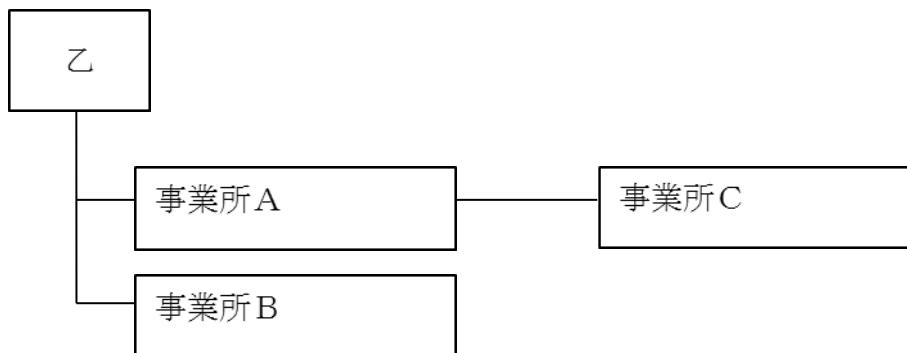
中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）委託契約書第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出します。
記

【履行体制図に記載すべき事項】

- 各事業参加者の事業所名及び住所
- 契約金額（乙が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- 各事業参加者の行う業務の範囲
- 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	●●県〇〇市・・・		
B			
C			



(様式第 13 号)

番号
令和 年月日

支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

履行体制図変更届出書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）委託契約書第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

2. 変更の内容

3. 変更後の体制図

(様式第 14 号)

番号
令和 年月日

支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

財産処分承認申請書

今般、中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）により取得した財産について、下記のとおり処分をしたいので、中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）委託契約書第 11 条第 3 項の規定により申請します。

記

1. 財産の品目

2. 数量

3. 取得年月日

4. 取得価格

5. 取得後の使用状況

6. 処分事由及び方法

※ 受託者が買取を希望する場合は、買取理由、買取希望額及び算定方法も記載すること。

(様式第 15 号)

番号
令和 年月日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）実施状況報告書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）実施状況を別紙により報告します。

別紙

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(令和8年度)
(〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分) 実施状況報告書

受託者名

1 事業実施状況

内 容		備 考
計 画	実 施 状 況 及 び 見 込	

2 経費状況

(1) 収入

(単位:円)

区 分	受 入 済 額	今 後 の 受 入 予 定 額	合 計	備 考

(2) 支出

(単位:円)

区 分	支 出 済 額	今 後 の 支 出 予 定 額	合 計	備 考

(様式第 16 号)

番号
令和 年 月 日

検査職員

厚生労働省職業安定局

雇用開発企画課就労支援室

〇〇 〇〇 殿

受託者名

業務完了報告書

契約件名 中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国
帰国者支援・交流センタ一分）

上記の業務について、令和 年 月 日をもって完了したので、中国残留邦人
等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委
託契約書第 17 条の規定に基づき報告します。

(様式第 17 号)

番号
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）実施結果報告書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）の実施結果について別紙のとおり報告します。

別紙

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(令和8年度)

(〇〇中国帰国者支援・交流センター分) 実施結果

受託者名

計画内容	具体的実施状況	備考

(様式第 18 号)

番号
令和 年月日

支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）精算報告書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター分）の精算について下記のとおり報告します。

記

1 精算報告（別紙 1 のとおり）

(1) 委託契約額	金	円也
(2) 支出額	金	円也
(3) 差引額	金	円也
(4) 雑収入（預金利息等）	金	円也
(5) 返還額 ((3)+(4))	金	円也

2 委託費支出内訳明細（別紙 2 のとおり）

別紙1

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託費支出等実績(令和〇〇年度)

受託者名

(単位：円)

区分	委託契約額	流用増減額	①流用後の額	②支出額	③差引額 (①-②)	④雑収入 (預金利息等)	返還額 (③+④)	備考
合計								

※③差引額は、経費区分毎に①>②である場合のみ記載すること。

別紙2

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業(令和8年度)
(〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分) 委託費支出内訳明細

受託者名

委託事業対象経費	支出額	備考
	円	
合 計	円	

(様式第 19 号)

職発第 号
令和 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局長 印

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託費確定通知書

令和 年 月 日付け「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託契約書」により契約を締結した中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）の実施に係る委託費の額については、令和 年 月 日付け中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）精算報告書に基づき、中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託契約書第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 委託契約額 金 円也

2 確定期額 金 円也

(様式第 20 号)

職発第 号
令和 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官

厚生労働省職業安定局長 印

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託費確定通知及び返還命令書

令和年 月 日付け「中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託契約書」により契約を締結した中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）の実施に係る委託費の額については、令和 年 月 日付け中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）精算報告書に基づき、中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託契約書第 20 条第 2 項ただし書の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

なお、確定額を超えて、既に交付した委託費及び交付した委託費により発生した収入については、中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センタ一分）委託契約書第 20 条第 2 項ただし書の規定により
令和 年 月 日までに下記金額を返還するよう命じます。

記

1 委託契約額	金	円也
2 確定額	金	円也
3 返還額	金	円也
① 委託費の残額		円
② 預金利息		円

(様式第 21 号)

番号
令和 年月日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

個人情報保護管理及び実施体制報告書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター一分）委託契約書第 25 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 管理体制

2. 実施体制

(様式第 22 号)

個人情報漏えい等事案発生報告書

(第〇報)

受託者名

発生場所

委託者への本報告書発送年月日 年 月 日 曜日 (発覚から 営業日)

(1)委託者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2)発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3)発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4)事案の概要					

(様式第 23 号)

番号
令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

受託者名

個人情報管理状況報告書

中国残留邦人等永住帰国者に対する就職援助事業（〇〇中国帰国者支援・交流センター一分）委託契約書第 25 条第 7 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 目的外利用の有無 （ 有 ・ 無 ）

2 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守
(している ・ していない)

3 個人情報の複製等に関する事項の遵守 (している ・ していない)

4 個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守
(している ・ していない)

5 業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却
(している ・ していない)

6 その他講じた措置（自由記載欄）